

迷惑行為により診療・入院をお断りする場合があります

当センターには、多くの患者さんが入院・通院されています。患者さんの療養環境、および職員の職場環境を整えるべく、以下の迷惑行為（ペイシェントハラスメントを含む）を禁止しております。

何卒、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

1. 職員や他の患者さんへの暴言、暴力、大声、脅迫、威嚇、誹謗中傷
2. 職員や他の患者さんへのわいせつ行為、セクシャルハラスメント
3. 長時間の拘束など診療や業務を妨害する行為
4. 無許可での撮影・録音（携帯電話・スマートフォンなど）、およびインターネット SNS への投稿
5. 職員や他の患者さんへ妥当性を欠く理不尽な（解決しがたい、執拗に繰り返す、謝罪文・土下座・金品等の）要求
6. 長時間の居座り
7. イヤホン等なしに大音量での音楽を流す、などの騒音を発生させる行為
8. 故意に医療費を支払わない行為
9. 建物・設備・機器、備品などの汚損
10. 敷地内における飲酒・喫煙行為
11. 刃物、人に危害を加える物品、ガソリン、火薬・発火物等危険物の持ち込みなどといった行為

◆悪質と判断した場合には診療、入院継続をお断りさせていただきます。また、警察に相談・通報をする場合があります。